

公 告

建設工事公告における用語の定義，入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成22年高契・公告第1号）の一部を次のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義，入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は，平成24年12月17日以後に入札手続を開始する建設工事について適用し，同日前に入札手続を開始した建設工事については，なお従前の例によるものとします。

平成24年12月17日

高松市長 大 西 秀 人

12(6)ア中「建設業法第3条第1項に規定する営業所としての本店または本社」を「法人にあっては本店または本社である営業所（建設業法第3条第1項の営業所をいう。以下この(6)において同じ。）を市内に有する法人で，市内に当該業種に係る営業所を有するものでなければならず，個人にあっては当該業種に係る本店である営業所」に改め，12(6)イ中「建設業法第3条第1項に規定する営業所としての本店もしくは本社，支店または」を「当該業種に係る」に改め，12(6)ウ中「建設業法第3条第1項に規定する営業所としての市内の本店もしくは本社，支店または」を「当該業種に係る市内の」に改め，12(6)エ中「建設業法第3条第1項に規定する」を削る。

別表第1中「沖縄振興開発金融公庫」の次に「，株式会社国際協力銀行」を加え，「関西国際空港株式会社，」を削り，「消防団員等公務災害補償等共済基金」の次に「，新関西国際空港株式会社」を加える。